

○福田参事官 定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや、録音・録画は、御遠慮くださいますようお願いいたします。

本日は、岡崎委員、佐渡島委員、竹中委員、中原委員が欠席となっております。福井委員は10:30までのご参加、奥邨委員は11:00まで傍聴のみでのご参加となります。本検討会は、渡部俊也委員に座長をお願いしておりますので、ここからの議事の進行を、渡部座長をお願いいたします。

○渡部座長 ただいまから、第12回「AI時代の知的財産権検討会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いします。

○福田参事官 本日の配付資料は、資料1がパブリックコメントで寄せられた主な意見、資料2が一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人日本雑誌協会・一般社団法人デジタル出版者連盟提出資料、資料3が一般社団法人日本民間放送連盟提出資料、資料4が一般社団法人日本レコード協会・国際レコード・ビデオ製作者連盟（IFPI）提出資料、資料5は一般社団法人電子情報技術産業協会の資料ですが、これは委員限りの配付でございます。資料6は「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する共同意見書を提出された皆様の資料でございます。このほか、参考資料1-1～2-2まで、先日のパブリックコメントに付した資料を配付しております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

最初に、本日配付されている資料等について、事務局よりその内容の説明をお願いいたします。

○福田参事官 続いて失礼いたします。

まず、資料1の1ページを御覧ください。

既に御案内のとおり、事務局においてコード案の本文及び概要、開示対象事項の具体例について、日本語版及び英語版を作成の上、昨年12月26日から本年1月26日までパブリックコメントを行ったところでございます。

その結果、2,161件の御意見をいただき、うち法人・団体として提出いただいた件数は99件ございました。この数字につきましては、同一の組織が重複して提出しているものを含んでおります。改めまして、大変多くのコメントをいただき、感謝を申し上げます。

本日配付したこの資料は、コメントのうち主な意見として考えられるものを事務局で編

集・作成したものでございます。したがって、いただいたコメントをそのまま御紹介するのではなく、その趣旨が明確になるよう記載を絞った内容となっておりますので、関係する意見を提出いただいた皆様におかれましては、あらかじめ御了承いただければ幸いです。

また、この資料はいただいた御意見に対する事務局としての考え方をお示ししてはならず、また、パブリックコメントの対象であるコード案の修正につきましても、特段、事務局として資料は作成しておりません。前回のヒアリング、今日のヒアリングを踏まえ、改めて事務局においてそういった資料を作成することとしております。

それでは、主な意見でございますけれども、前回のヒアリングでも幾つか意見を御紹介しましたので、少し省いた形で幾つかそれぞれのページごとに意見を御紹介いたします。

初めに、「基本的考え方について」ということです。

2 ページでは、透明性の確保は重要であり、本コードに賛同。それから、権利者や利用者がないがしろにされる傾向があった中、本コードの策定は画期的な取組である。

3 ページでは、この程度の開示は無意味という事業者もいるが、開示は立派な抑止力である。比較可能な様式とすべき。

4 ページでは、国内外問わず積極的に同コードが受け入れられるための施策の検討並びにその周知に努めるべき。本コード（案）が実効性を持つためには、履歴管理を推進しつつ、技術進展を止めない運用設計が必要。

5 ページでは、多くのクリエイターが「自分の作品がAIの学習に利用されること」を防ぐために、自衛策としてSNSアカウントの閉鎖や移動、投稿の削除を余儀なくされている。本来、表現の場であるはずのプラットフォームにおいて、利用者側が多大なコストを払って対策しなければならない現状は、極めて理不尽であり、創作意欲を減退させる原因となる。

6 ページは、日本のAI事業者に対して過大な負担を課すものであり、日本におけるAI開発・利活用を阻害し、国際競争力の低下を招く。

7 ページでは、実質的に国内事業者のみを対象とする形で運用された場合、国益や国内産業競争力の観点から望ましい姿とは言えない。出力が業務処理結果にとどまり公衆向け流通を目的としない場合には対象外とすべき。

8 ページでは、事業者一覧が公表されるため、事実上の強制力を持つ規制と変わらない。コンプライ・オア・エクスプレインの手法によらない一般的なガイドラインとすべき。

9 ページでは、エクスプレインを選択する場合において、事業競争力確保の観点から「技術的な制約」や「過度な業務負担」が正当な理由として認められる旨をガイドライン等で明確化すべき。

10 ページでは、EU AI Act等の海外の枠組みと比較しても厳しい要件が含まれ、事業者に過剰な負担を強いる内容となっている。「生成AI提供者」では開示が難しい項目があり、考慮すべき。

11ページでは、リスクベースアプローチを採用し、段階的な負担とすべき。「エクस्पレイン」として非開示の理由を公表したとしても、風評被害等で事業者が不利益を被ることも想定される。

次に、原則1でございます。

12ページでは、概要レベルでの情報開示は、国際的なベストプラクティスとも整合している。それから、内閣府に公開いただいた記載例に沿った粒度であれば対応可能なものが多い。

13ページでは、実際は外国でもデータセットの透明化が進んでおり、日本が遅れないようにすべき。ユーザーエージェントの公開、変更通知、クローリング方針の履歴までセットで記載すべき。

14ページでは、原則1が定める開示対象は「データに関連する事項」との曖昧な表現にとどまり、また開示の具体例もデータセットを特定し得る技術とはなっておらず、実効性のある開示を求める規定とすべき。

15ページでは、権利者が生成AIの学習や利用に反対の意思を示しているウェブサイトが無断で学習や検索拡張生成の対象としないことを追記すべき。

16ページでは、最低限の開示が望まれる情報についてはテンプレートを設けるなど、事業者の負担を軽減するための対応をすべき。

17ページでは、開示内容の粒度や表現方法によっては、専門的知識を有しない利用者や個人の権利者にとって実質的な理解が困難となるおそれがある。概要開示が形式的なものにとどまらないよう、分かりやすさへの配慮が求められる。

18ページでは、原則1の開示は事業者にとって技術的・経済的に多大なコストとなる。情報開示を行うことでノウハウの流出やセキュリティ上の懸念が生じる。

19ページ、概要開示対象事項には、アーキテクチャーや設計仕様、トレーニング方法、学習に用いたデータの種類など、AI事業者にとって営業秘密やノウハウと言える部分も含まれており、競争力の根幹に関わるものである。

20ページ、意思決定に関わる決裁書類や顧客との議事録等は、事業者の営業秘密に該当することがほとんどであり、開示は現実的に極めて困難。

21ページでは、「アーキテクチャー」の開示は、例えば「Transformerベース」、「拡散モデル」といった技術的な大分類の提示をもって原則を満たすものとし、独自の技術的工夫や詳細な内部構造の開示を求めるものではないことを明記すべき。

22ページ、追加のリソースが必要とされることになる上に、効果が乏しいので反対。モデルアーキテクチャーを記載したところで、それが一般にAIモデル学習へのデータの無断利用などで損害を被る人の救済にはなり得ない。

次に、原則2でございます。

23ページ、権利者や利用者が「自分のコンテンツが学習対象に含まれた可能性」を確認し、必要に応じて救済につなげるための重要な導線である。

24ページ、「一定の手数料」や「回数制限」等の濫用防止策について、業界標準となる具体的な目安を政府主導で検討すべき。

25ページ、特定のドメインがクローラーの収集対象に含まれているか、あるいは第三者から提供された学習データソースに含まれているかを開示することを求めることは、モデルトレーニングの実態を正確に反映していない。元の学習データはモデル内に保存されないため、特定の出力を単一のソースURLまで追跡することは意味をなさず、技術的にも大変困難。

26ページ、情報収集の手段としては、本件文書に記載されている訴訟提起後の当事者照会のほか、訴え提起前の当事者照会や、弁護士法第23条に基づく照会制度など、既に複数の法的手段が整備されており、既存の証拠開示制度で足りる。

27ページ、ログが存在しない場合や確認に多額の費用を要する場合には不明との回答を行えることを明記すべき。

次に、原則3でございます。

28ページ、「訴訟提起、調停申立て、ADRその他の法的手続に用いる目的で利用しない旨を誓約していること」とあるが、こういった理由でこの文言があるか理解できない。海賊版、無断転載、流出した資料、児童ポルノ、学習禁止を明示された投稿プラットフォームからのデータ、あるいはrobot.txtや学習阻害措置が施されたデータ等、現状でも学習に用いるべきでない和我が国のガイドラインでも示されているようなデータが出てきても訴訟等に利用するなということか。本項目は必要ない。

29ページ、AI生成物の便益を直接享受するのは利用者であるため、著作権侵害の有無等を確認するための手続コストを生成AI事業者に一律に課すことは、負担の所在の観点から合理性を欠く。

30ページ、ユーザーは、自身がAIを利用して生成したコンテンツと既存の著作物との類似性が高いと判断した段階で、依拠性を確認するまでもなく当該生成物の公開を差し控え、または取りやめるのが通常。類似性を意識しつつも、依拠性を満たさないことを信じて公開を実施または継続しようとするのは一部ユーザーにとどまると思われ、そのようなユーザーへの対応のために独立した本原則を求める必要性に疑問。

それから、例外の扱いでございます。

31ページ、OSSライセンスの提示をもって内容の開示に代えることができるとする例外規定について、「例外」が生成AI事業者の抜け道とならないよう、実務の実態に即した柔軟な運用とすべき。

32ページは、オープンソースソフトウェアや外部基盤を利用する事業者に対する例外を設けているものの、その内容は限定的であり、実務上の負担軽減としては不十分。

以上、主な意見を紹介させていただきました。

改めまして、最終的には前回、今日のヒアリングも踏まえ、主な意見に対する事務局としての考え方を作成し、コード案の扱いも含め、次回以降の検討会において御審議をいた

だきたいと考えております。

以上で事務局説明を終わります。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、前回と同じではありますけれども、改めて委員の皆様から確認事項はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこの後、資料の順番のとおり関係団体よりヒアリングを行います。事実関係などについては、その都度、質疑応答の時間を設けます。その後、残りの時間で委員から内容的な質疑応答をまとめて行いたいと思います。

改めまして、本日は御多忙のところ、一般社団法人日本書籍出版協会、一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人デジタル出版社連盟、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本レコード協会、国際レコード・ビデオ製作者連盟、一般社団法人電子情報技術産業協会、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する共同意見書の提出関係者の皆様におかれましては、ヒアリングに御対応いただきありがとうございます。

早速でございますが、日本書籍出版協会／日本雑誌協会／デジタル出版社連盟より御発表をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○日本書籍出版協会 御紹介にあずかりました3団体を代表して発表させていただきます。お手元の資料を参照していただけますでしょうか。

まず、AIが人間の発展に不可欠なものになるためには、技術開発が定められた秩序の下で行われることが、非常に重要であると考えております。この思いは、ここに集まるAI事業者及び権利者のみならず、利用者を含めた全ての国民に共通する思いであるということを確認しております。AIは、日本国民が安心して利用できるものでなければなりません。

そのためには、AIの開発過程において、どのような技術やデータが使われているのか、または使われたのかということができる限り公開し、透明性を高めることが非常に重要であると思っております。プリンシプル・コードは、法律が定めるAI開発の枠組みを補完し、国民全体のコンセンサスとして機能することが期待されるものであり、我々はプリンシプル・コードの制定に賛意を表明します。

次に、AIの学習にあたってコンテンツのデータが使われることについて意見を述べさせていただきます。新たなコンテンツを創造するに当たっては、過去のコンテンツを学習することが不可欠であり、これは人間が日常的に行っていることで、AIの開発にも過去のコンテンツを学習させることが不可欠であることには我々も同意いたします。

しかしながら、AIにおける学習は、人間が課せられている制約、例えば時間や体力といった限界がないに等しく、またAIは学習した知識を忘れることがありません。つまり、あらゆるコンテンツはAIに学習された瞬間にAIと同化し、巨大な集合知となることが容易に想像できます。そしてこのような集合知から生み出される大量の生成物によって、集

合知のもととなった過去のコンテンツが利用されなくなれば、新たなコンテンツを生み出すという創造のサイクルが破壊されてしまうのではないかとこのことを危惧しております。

AIには無から有を創造することはできません。それは人間にのみ可能な行為であるからです。創造のサイクルがAIによって妨げられてはなりません。そのためには、人間が創造したコンテンツの利用に対して対価が払われなければなりません。過去のコンテンツの利用に対する適切な対価還元なくして、新たな創造物が生まれてくることはありません。我々は、AIの開発において、この点が非常に軽視されているのではないかとこのことを危惧しております。コンテンツをAIの学習のために利用するならば、ライセンス契約に基づいて利用することを、AIの開発事業者に対して強く求めます。

さらに、AIによる権利侵害には厳正に対処すべきであると考えております。特にネット上に違法にアップロードされたデータを基に生成されたAIコンテンツに対しては、極めて多い処分を課すべきです。AIによる侵害は、その性質上、とくに依拠性の証明が難しく、よって侵害行為が行われたことの推認の範囲を広げるべきだと考えます。

また、特定のAIによる侵害事例が起こった場合、その責はプロンプトを入力した利用者のみならず、当該AIを開発したAI事業者にも負わせるべきだと考えます。なぜならばAIが侵害行為を幫助したことは明確であるからです。AIを単なる道具として免責することは、AI利用の実態に即しておりません。プリンシプル・コードの原則2と3は、侵害行為の認定のために役立つものであり、維持していただきたいと思っております。

現状、重大な紛争が起こっていないから、原則の2と3は不要であるという御意見もあるようですが、我々はそれにはくみみしません。AIに対する訴訟が起こっていないのは、個々の権利者にとって裁判にかかる負担が重過ぎるからです。権利者が一人で行動を起こすことが難しく、あきらめている権利者が多いのは現実だと思われまます。AIによる権利侵害に対して、権利者が何らかのアクションを起こす際には、特段の配慮を求めたいと思っております。

最後に、海外の事業者が遵守しやすい仕組みづくりという点についてですが、AIの開発は今や世界中で競うように行われており、本プリンシプル・コードも国内向けに策定されるものではありませんが、世界各国の規定に目配りをして策定することは重要であると思っております。提出資料に英国出版協会レポートを添付しておりますのでご参照ください。AIが世界中で利用されるものである以上、世界基準を意識した枠組みづくりに留意していただくことが重要であると思えます。

3団体からは以上とさせていただきます。

○デジタル出版者連盟 デジタル出版社連盟、通称電書連から参りました伊藤と申します。

主に3団体の中で書協での取組ですけれども、今、書協のほうでは、生成AIに関するいろいろなことをどう考えていこうかということでワーキンググループを設けております。これは記事にもなっていたので皆様も御存じかと思いますが、検討会において、例えば、著者と取り交わす出版契約書において、AI関連情報をどういうふうに盛り込んでいった

らいいのかとか、各出版社の社内のガイドラインをどうやって使っていったらいいかということのチェックポイント作成とか、自社コンテンツをAI事業者など第三者に提供する際にどう考えたらいいか、主にその3つに関してこれから検討を進めてまいりたいと考えています。AI自体は避けては通れないので、どのように適切に利活用していくか、著者に対して適切に対価還元していけるかどうかというのを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、事実確認の御質問でございますが、その前に、福井委員が10時30分までと伺っておりますので、ここでもしコメントがございましたらいただければと思います。

福井委員、お願いできますでしょうか。

○福井委員 ここまでのところでコメントはございません。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御発表について事実確認の御質問があれば、ここで受けたいと思います。よろしいですか。

特にないようですので、後ほど内容的に詳しい質疑はございますが、次に進めたいと思います。

続きまして、日本民間放送連盟より御発表いただければと思います。

○日本民間放送連盟 民放連常務理事の本橋と申します。発言の機会をいただきありがとうございます。

本検討会が生成AIの進歩と知的財産権の保護の両立、そして、権利者と利用者の双方が安全・安心に生成AIを利用できるようにプリンシプル・コードを策定することについては、私どもは大いに賛同の意を表したいと考えております。

生成AIをめぐるっては、権利者と利用者の双方に多くの実害と不安を与えているというのが現状だと思います。これらを払拭するために、民放連は1月に本プリンシプル・コード案への具体的な修正要望を行いました。本日は、その際に表明した問題意識を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の2ページになります。

まず、生成AI事業者に対して、透明性確保や知的財産権保護のための措置の開示を原則1で求めたことに賛同しております。生成物が享受目的で利用される生成AIを開発する際に、権利者が存在する著作物を学習データとして無断で利用しないことが大前提だと考えています。その実効性を担保するためには、学習や検証に用いられたデータに関連する事項の開示を求めることが欠かせないと思っております。

一方で、現状の案のままでは私どもの不安が完全に払拭されるわけではありません。その理由について御説明いたします。

3ページ目です。

1つ目の懸念は、報道機関のコンテンツがただ乗りされていることです。いわゆる「ゼロクリックサーチ」と言われる、多くのユーザーがAIで出力した回答で満足して、参照元のウェブサイトを訪れない。民放は基本的に広告モデルで成り立っているため、私どものビジネスモデルの毀損につながる深刻な問題であると考えています。

私ども民放事業者は、最近も地震や火事が起きておりますけれども、災害報道、様々な調査報道を通して人々の知る権利に応えて、民主主義を支える役割を果たしていると自負しています。こうしたサービスが横行すれば、これらの活動を維持することができなくなりかねないと考えています。

ペイウォール等でアクセスを制限していることを尊重していただいたり、robots.txtでの機械可読な指示に従うクローラーの採用に取り組んでいただきたいと思います。権利者が学習や利用に反対の意思を示しているウェブサイトについて、無断で学習や検索拡張生成の対象とならないようにしていただきたいと思います。

2つ目の懸念は、違法アップロードコンテンツが学習の対象となっていることです。民放連は先月、違法アップロードコンテンツと広告に関する実態調査の結果を公表しました。いわゆる海賊版サイトだけではなくて、大手のプラットフォームやSNSのサービス、様々なウェブサイト上に、権利侵害コンテンツが大量にアップロードされております。これらも学習の対象となることで、権利侵害の助長や拡散につながっていると思います。こうした権利侵害コンテンツは、文化庁の考え方に照らしても、学習対象から除外されることが必要だと思えます。

5 ページ目です。

3つ目の懸念は、知的財産権保護の実効性が欠如するということです。生成AI事業者が権利侵害をする生成物の生成を防止する技術的な措置を講じるのは、当然のことだと思います。その具体的な取組内容の公表まで求めなければ、実効性は担保されないのではないのでしょうか。

そして、知的財産権を侵害する生成物が流通してしまった場合には、生成AI事業者自らが速やかに削除及び調査など必要な対応を行っていただきたいと思います。特に、事業者が自らのサービスの中で運営されているサイトもありますので、その場合には、サイトやプラットフォームからの削除が徹底されるべきです。

4つ目の懸念は、ディープフェイク動画が生成・流通することです。実際に、報道機関のニュースと誤認されるような虚偽の災害映像、政治家の偽動画映像、外国人への差別やヘイトを助長する映像など、ディープフェイク動画が生成されれば、国民の不安をあおり、判断を歪曲させるのみならず、私ども報道機関への信頼や公正な報道の価値の毀損につながると考えています。例えば、山陰地方で起きた地震の際に鳥取砂丘に地割れが発生したなど、事実と異なることを強調したディープフェイク動画がSNS上に投稿されていました。放送局や県が注意を呼びかけるということで、対応に追われたところです。

プリンシプル・コードで例示されたような電子透かしや、C2PAその他のコンテンツの

出所や来歴を証明するような技術的措置は、知的財産権の保護のみならず、ディープフェイク対策の観点からも必要だと考えます。

以上4つの懸念は、原則1が形式的なものにとどまる場合、権利者や社会に具体的な不利益が生じかねないものです。原則1の実効性を確保するためにも、適切な修正が必要だと考えます。

資料の7ページ目です。

原則2と3についてもおおむね賛同しています。

特に権利者の立場では、自身が権利を保有するコンテンツが学習等に用いられているか否かは、訴訟提起等を検討するに当たって明らかにされるべき重要な情報です。運用に当たっては、開示要求を行おうとする者に過度な負担を課すものでないようにはしていただきたいと思います。AI事業者の対応が不十分で、知的財産が適切に保護されなかったり、権利者や利用者の不安が払拭されなかったりする場合は、原則の改定など必要な措置を講じることが必要です。

8ページ目です。

このプリンシプル・コードは、コンプライ・オア・エクスプレインという手法を採用しています。法的拘束力がなく、審査体制も不在で、事業者の自主性に強く依存していますので、強制力が欠如しているという側面があると思います。先ほど申し上げた民放の懸念点を踏まえるなど、必要な修正を加えた上で、まずはプリンシプル・コードの運用を始めただき、その上で実効性確保のための検討が引き続き行われることを要望いたします。

特に、真面目に取り組んでいる事業者だけに負担を課されることがあってはならないと思っております。国内の事業者が不利な競争を強いられることのないよう、内外問わず全ての事業者に遵守していただくことが大変重要だと思います。

民放連からの御説明は以上となります。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

ただいまの御発表について、事実確認等の御質問があればここで受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、日本レコード協会及び国際レコード・ビデオ製作者連盟より御発表いただければと思います。

○日本レコード協会 日本レコード協会の楠本でございます。よろしくお願いたします。

また、私どもの国際組織であります国際レコード産業連盟を知財の皆さんは「ビデオ」とおっしゃっていますが、「国際レコード産業連盟」でございますので、よろしくお願いたします。

次をめくっていただけますでしょうか。

まず、基本的な考え方です。一番上ですが、権利者、利用者双方にとって安全な生成AIの利活用という観点において、生成AI事業者が行うべき透明性の確保や知的財産権保

護のための措置の原則を定めるとの基本的な方針には賛成でございます。

また、本コードが、国内の生成AI事業者のみならず、今サービスとしてはボーダレスでございますので、そういった意味では国内外の生成AI事業者によく伝わり、周知され、実効性が確保されることを求めたいと思っております。

3番目です。本コードが実際に走り始めた後ですけれども、国内外の生成AI事業者の取組状況の検証は必須でございます。実効性の確保がされているかという検証のところで、そうではないというところが出てきた場合には、制度的な義務づけも選択肢として出てくるのではないかなというところがございます。

次をお願いします。

原則1から原則2、3と、それぞれのところを分けて意見をまとめたのがこのページでございます。

まず、透明性の確保ですが、実際に学習・検証データの記録方法、頻度、保存期間といった具体的なところを明記いただきたいということが1つ目の意見でございます。

また、知的財産権の保護に関しては、狭い意味での知的財産権に限られるものではなく、判例で認められている権利、具体的には肖像権・パブリシティ権や、民法とか不正競争防止法など、知的財産権の周辺領域で保護される法的利益も含まれるということも明記していただきたいというところがございます。

また、赤書きの四角の中で書いている、昨今、ディープフェイクの話がよく出てまいります。先ほど民放連さんの意見の中に同じことがあったと思いますが、AI生成コンテンツに関してはそれが生成AIで作られたものであるという表示が必要であるといったところへの言及が望ましいと考えております。

それから、原則2、3に関する事項において、法的救済の実現や法令遵守といった正当な理由が求められる限りにおいては開示要求が可能であることを追記いただきたいという意見でございます。

次のページをお願いします。

本コードが掲げる原則の中で、営業秘密を理由とした不開示といった観点があるかと思っております。これはもう共通ですが、原則1から原則3までの各原則は、いずれも営業秘密に該当すると考えられる場合に開示を強制するものでないとの前提があるかと思うのですが、これは裏を返しますと、営業秘密を理由として開示しなくていいといった方へ行ってしまう空洞化といいますか、空疎化が非常に危惧されます。

2つ目のところ。生成AI事業者による営業秘密の該否判断がブラックボックス化してしまうことが非常に懸念されているかなと思います。したがって、ビジネス上の重要度というところがあるかと思っておりますが、権利保護側からの要請についても勘案してほしいといった観点から、きめ細かく開示内容の粒度を検討してほしいという意見でございます。

次をお願いします。

ここから、私どもの国際組織であります国際レコード産業連盟の意見を私どものほうで代わりに発表させていただきます。

まず、「総論」の一番上です。今回のプリンシプル・コードの案については、AIシステムの透明性を確保し、創作活動と著作権を尊重する信頼性のあるAIの開発を推進していくものという観点から賛成するところでございます。

レコード産業にとって、本コードの目的達成に必要な事項として（１）、（２）というふうに挙げております。まずは、本コードがいわゆる強制力があるのかないのかといったところです。守らせることができるのかという視点が（１）です。

（２）については、権利者自らによる権利行使・執行を可能とする程度の透明性、具体的には①、②、③を挙げております。音楽関係の場合ですとコンテンツ情報で、括弧の中に具体的な項目を入れております。②についてはどこから持ってきたのかといった入手先、コンテンツの入手の日時情報といったところを①～③で挙げております。

「原則１」の細部に行きます。先ほど我々レコード協会の意見にもありましたが、情報開示の粒度を高めていただきたいという観点において、（１）から（４）まで具体的なことを挙げております。

まず、個々の学習データのメタデータ、ドメイン内の全コンテンツを学習している場合を除き学習データの取得先URL、先ほどの繰り返しになりますが、取得日時です。それから、運営主体、責任主体は誰なのか、この辺りを具体例として挙げております。

海賊版サイトのクローリングは認められないということは当たり前ののですが、明示してほしいということ。それから、権利侵害コンテンツの生成を防止する効果的な手段の実装の義務づけをここでも明記してほしいという意見でございます。

次をお願いいたします。

「原則２」、「原則３」に想定されている情報開示ということについては、権利者による権利行使に資するものであり、その部分の観点から賛成ということでございます。具体的に、留意点として（１）から（３）を挙げております。

まず、権利者が学習用データの全記録を取得できるように担保してほしいというのが１つ目。具体的には、原案の中の「生成AI事業者において容易にアクセス及び確認可能なものに限る」との記述については削除することが妥当ではないかというのが彼らの意見です。（２）開示請求に対する手数料の設定、請求ボリューム制限の禁止といったところ。

（３）については開示請求への迅速な対応ということで、強制力とか、時間的になかなか開示が対応できないといったところを懸念するものと理解しております。

最後に、本コードの例外といったところで、EU AI法を例に挙げておりますが、ここで学習データの記録保持あるいは開示というのは免責の対象外であるといったところを例示することで、原則１、２、３に掲げる情報の開示義務づけは必要だというのが本コードの例外ということで意見として述べられております。

私からの発表は以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの発表について、事実確認等がこの場であればいただければと思います。よろしいですか。

それでは、続きまして、一般社団法人電子情報技術産業協会から御発表いただければと思います。

○電子情報技術産業協会 それでは、電子情報技術産業協会、JEITAから、本プリンシプル・コード案に関する意見を述べさせていただきます。

まずは、このような機会をいただき、感謝を申し上げます。

資料につきまして、ビジネスの実態等を踏まえて御説明させていただくために、委員限りの資料とさせていっている点は御理解いただければ幸いです。

まず、2ページ目につきまして、弊協会は、生成AIに関して開発者・提供者・利用者・権利者が所属する産業横断の団体でありまして、社会と調和したAIの普及・促進を掲げております。12月から1月にかけて実施されたパブコメにおきましては、日本企業における実行可能性等の観点から見直しが必要と考える事項について意見を提出したところでございます。

そのような中で、本日はビジネスの実態を踏まえた懸念点等についてお話しさせていただければと思っております。

3ページ目を御覧ください。

大前提として、大まかにこちらに記載の理由から、弊会としては本コード案の見直しが必要と考えております。幾つか挙げておりますが、1点目と2点目につきましては次のページ以降で実態に沿ったより詳細な御説明をさせていただきますので、先に簡単に3点目以降を御説明させていただきます。

まず、国際的な整合という点につきまして、EUのAI Actはリスクベースで対象が絞られている一方で、今回のコードは対象となるAIがほぼ非限定かつ一律で、過剰な規制になっていると捉えております。この点は、AIでの競争力獲得を重要課題として、世界でAIを最も使いやすい国を目指すという日本の政策に必ずしもそぐわないと考えております。

また、既存の法律・指針との整合性という点につきまして、形式的には自主的な規範としての位置づけと承知しておりますが、本コード案に対する取組が政府により運用される各種事業や制度への参加に影響を与えることもコード案の中で示唆されており、実務上、強い拘束力を持ち得ると捉えております。

次に、開発者と提供者の関係性という点につきまして、案においては生成AI開発者と生成AI提供者を合わせて「生成AI事業者」とされており、この部分も一律ということになっておりますので、生成AI提供者に対しては過度な負担になっているという捉え方もあると思っております。

既に国内においてはAI事業者ガイドラインが公表されており、各社は当該ガイドライ

ンを尊重して事業を実施していると承知しております。AI事業者ガイドラインは、リスクベースアプローチに基づく企業における対策の方向性が記載されている一方で、本コード案はそのようなリスクベースアプローチに基づいておりませんので、その点も一定程度の整合が必要ではないかと考えております。もし、本コード案のように具体的な事項を各主体に求めたいということであれば、このAI事業者ガイドラインをベースに具体化されるほうが、より現実的な、実務に即した案になると考えております。

最後に、情報開示の形式という点につきまして、全ての方が閲覧可能な状態で開示することは事業者の過剰な萎縮につながると考えております。

非常に大まかな点になりますが、我々としては主に今申し上げたような懸念を抱いております。

この次のスライドからは、より具体的な観点から御説明をさせていただければと思います。

○電子情報技術産業協会 本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここから2つ事例を紹介させていただきます。

冒頭に申し上げましたとおり、JEITAには様々な性質の企業が参加しておりまして、AI事業者だけでなく、もちろん権利者、利用者、それらが一体となって集まっている団体でございます。あくまでこれは主張の一部を構成しているという点を御理解いただいております。

まず、4ページ目でございます。

リード文のところに書かせていただきましたとおり、まず、事業の形態とか事業の分野ごとに、リスクの評価に基づくリスクベースアプローチの採用が望ましいということでお話しさせていただきたいと思っております。

このプリンシプル・コードの一律適用といったところは、与えるリスクが非常に低い事業形態・事業分野にまで過度な負担を課す可能性があるという点と我々は考えておりまして、そのようなケースにおきましては生成AIを活用するビジネス創出の足かせとなると考えております。その上で、生成AIの利用促進と知財保護の両立と。もちろんこれは弊社におきましても大事な価値だと考えておりますけれども、この目的のためには、一旦こういったリスクを評価した上で、リスクが顕在化している領域から本コードの適用を推進していき、低リスクの分野には過度の負担をかけないといったメリハリのある運用が必要ではないかと考えております。

具体的な例といたしまして、まず理由の1というところで、事業形態によってはリスクが低いという話をさせていただくために、ポンチ絵を用意させていただきました。左から右にビジネスモデルが流れているとお考えください。

まず一番左側、これはLLM事業者の第三者の生成AI、ここに自分の自社データを学習させて、それに関する社内向けのサービスを生成するといったことが考えられます。さらに

右のほうに移っていただいて、ある特定の顧客向けのサービスを提供しようとしたときに、そこにはお客様の許諾を得ていただいたデータを入れて、さらにお客様向けにブラッシュアップをさせるということが考えられます。

ここまでは単なるSIといったところで、本コードの対象ではないと考えておりますが、ここから先は、多くのお客様向けにどのようなサービスをどのような形態で、お客様の情報ももらいつつ進めていく、時にはパブリックな情報も入れていくといったところでサービスをブラッシュアップさせる、お客様のためにサービスをカスタマイズしていく、こういったビジネスモデルが考えられます。

こういったときに、自社データでまず学習させているといった点とか、許諾を受けたデータで学習させているといったところで、あくまでもこのコードがもともと想定しているようなすごく高いリスクをもたらすようなビジネスモデルではなくて、権利侵害のリスクが非常に低いビジネスモデルであります。こういったものに対して一律にコードの網をかけるといったところに関しては、ぜひ御検討をいただきたいと考えています。

理由の2としまして、事業分野や知財の性質によってはリスクが低いといったところで、今までいろいろ議論いただいていたようなコンテンツの世界でございますけれども、こういったところは、議論を進めていただいているとおおり、リスクが比較的高い分野だと我々は認識している一方、フィジカルAIみたいな、今御説明したような事業構造の中では、学習に用いられるデータはノウハウが含まれているということで、広く流通する類いの知財ではない。むしろ、データの権利関係が明確であって、取得の際に許諾を得ていることが前提となっている場合がほとんどでございますので、こういった意味でも知財の侵害に関する懸念は比較的小さいのではないかと考えています。

3番目は、データの取得に関連する情報の開示は競争力の毀損につながるということで、今まで御説明したとおおり、学習に使われるデータは各企業とか自社のノウハウといったところが非常に大きなウエートを占めておりまして、こういったところをもちろん営業秘密を理由に開示拒否できるという側面もございますが、これまで議論にありましたとおおり、営業秘密というだけで一律拒絶するというのもいかなものかといった議論もございますので、こういった点も踏まえて、一律に網をかけるというのは適当ではないだろうということで本事例を御紹介させていただきました。

○電子情報技術産業協会 最後に、5ページ目を御覧ください。

生成AI事業者における実務上の懸念という点につきまして、開示制度の適正化を改めて検討することが望ましいと我々としては考えております。

まず、これまで議論の中で幾つか出てきたところだと思いますが、既存の法制度に基づく照会制度がある中において、生成AI事業者に対して別途独自の開示事項を設ける必要性について疑問がございます。特に、原則3については、著作権侵害の有無の確認コストを生成物の便益を享受する利用者ではなく事業者に課すことの合理性にも疑問がございます。

また、全体を通じた問題意識として、既に生成AI事業者は著作権法等のハードローや、AI事業者ガイドライン等のソフトローを基にAIガバナンスに取り組んでいると認識をしております。

また、本コード案に準拠するためには相応のコストが要求されますが、本コード案はコンプライ・オア・エクスプレインの手法を採用しておりますので、真摯な事業者ほど追加的な説明、開示コストが集中することも懸念しております。

例えば、生成AIのサービス例としてスライドの左側に記載させていただきましたが、これらのサービスは他社製のLLMを利用した上で、内部の情報を利用してプログラムや情報を出力するというものです。現行のコード案は広く生成AIを対象とされているため、こういったサービスも生成AI提供者としてコード案に沿った対応を求められるとっております。

この点はリスクベースアプローチになっていないので、先ほど申し上げたような知的財産侵害のリスクが低いようなサービスも対象となってしまっておりますが、それ以外に実務的な課題としては右側に記載の事項がございます。

第1に、コード案適用の不明確さがあると思っております。現行のコード案には、一の法人または個人が保有するデータを用いて特化させた生成AIシステムを搭載した生成AIサービスをその者のみに提供する者は、この文書の生成AI提供者に含まれないとの記載がございます。この点、例えば、こちらのスライドに記載のようなサービスで、RAGによって顧客ごとにサービスをカスタマイズした場合は、一の法人という要件に当てはまるのか、不明確なように思われます。データは顧客ごとですので、知財権保護のための利用環境確保という本コード案の趣旨からすると、本コード案の対象に含まれないとも考えられるように思われますが、ケース・バイ・ケースで判断が容易ではない部分もあるように思います。

学習データの照合につきましては、前回の知的財産権検討会の中でも取り上げられていましたとおり、生成AIモデルは基本的に統計的なパターンを学習するもので、特定の情報を保存・検索するデータベースではございませんので、特定の出力について学習データを単一のソースに遡って特定するというのは困難となっております。

また、AIは学習の際にURLを含む情報をそのまま保持しているわけではなく、パラメーターとして圧縮して統合・抽象化された状態になっておりますので、どの出力がどのソースに基づくのかという対応関係は基本的に失われる仕組みであると理解しております。例えば、原則2、3に基づいて問合せを受けたリンクの中の著作物と出力が高度に類似していた場合、当該リンクから学習されたということが一定程度推認される場合もあり得ますが、そのような場合であっても、学習したリンクをデータベース的に保管しているわけではございませんので、当該リンク自体を学習したということを確認することが困難です。特に、原則2、3につきましては、こういった現実が考慮されていないように見受けられる点を我々としては懸念しております。

また、この点は文化審議会が出された「AIと著作権に関する考え方について」に基づきますと、生成物と既存著作物に高度な類似性があれば依拠性が推認されるという考え方もあるという整理になっていると理解しておりますので、なおさら本コード案の原則2、3のような形で別途開示制度を設けることの必要性に疑問を感じております。

最後に、もし本コード案が施行された場合は、この対応には相応のコストが企業としては発生いたします。当該コンプライアンスコストの上昇といったものは、サービス利用者の負担増加や、また開発費が相対的に削られますので、それによって競争力、イノベーションの阻害にもつながりかねないとも考えております。

弊会からは以上の懸念を共有させていただきまして、事業形態を踏まえたリスクベースアプローチの採用と、開示制度適正化の御検討をお願いさせていただきます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、事実関係等の御質問があればここで受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する共同意見書の提出関係者から御発表をお願いいたします。

○株式会社 ABEJA 株式会社 ABEJA の古川から発表させていただきます。

このパブコメは、株式会社 ABEJA を含む 11 社、いわゆる AI スタートアップが共同で出したものでございます。AI スタートアップとして共通で持っているプリンシプル・コードに対する課題意識をパブコメとして提出させていただいております。詳細は、添付いたしましたパブコメの原本を御覧ください。

まず、プリンシプル・コード全体に対するコメントです。しばしば見られる、プリンシプル・コードが EU AI Act と非常にマッチしていて国際的な流れと整合しているという点ですが、これは全く違うというものです。例えば、原則1に近いものは EU AI Act にございますが、原則2、3は EU AI Act に存在しないですし、あるいは近い原則1を見ても、全体的な構成、開示対象が社会全般か、それとも EU AI Act のような下流の IT 事業者、下流のプロバイダだけが対象なのかという点を見ても、全く違うものでして、本プリンシプル・コードが EU AI Act と全く近いものではないということでございます。

そもそも EU の規制が国際的なメインストリームなのかと言われると、決してそんなことはないと思っております。EU 型の AI Act の法律を導入した国はほかにどこがありますかと言われると韓国ぐらいで、ほかが導入検討をした、または検討中の国が少々ある程度で、EU の流れは国際的なメインストリームではありません。よって、EU に立脚したから国際的な流れに従っているという評価は全くの誤りと言わざるを得ません。

このような AI に関する情報の国際的な開示フレームワークとしては、広島 AI プロセス・レポート・フレームワークというものが存在しております。これは御承知のと

おり G7 で合意された広島 AI プロセスに基づいた情報開示枠組みで、これこそが真の国際的な情報開示の取組ということになると思います。当然ここにも著作権に関する問題、情報開示の項がありまして、国際的な整合性を言うのであれば、これを利用するのが本来でございます。よって、このような誤ったニュースに基づいた判断をされないようお願いを申し上げたいというのがまず全体に対するコメントです。

次に、原則 1 に関して申し上げます。

原則 1 は、事業者からの観点から言いますと、開示事項が、要守秘事項であることが多いという点を述べておきます。

また、重複しますが、原則 1 の課題としては、特に原則 1 の (1) のア、アーキテクチャー開示ですが、3 つあると思います。1 つは理解可能性という問題です。例えば、アーキテクチャーに関して、開示例としては Transformer ベースと書かれておりますが、例えばほかにも LSTM ベースがあると思うのですが、Transformer、LSTM と言われて意味が分かる人はどの程度いるのでしょうか。繰り返しですが、開示対象はホームページで一般への開示ですので、一般的な方で Transformer と LSTM で何が違うのですかと聞かれて分かる人がどの程度いるのでしょうか。また、これらの情報が知的財産保護に関してどの程度有用なのでしょうか。「Transformer ではなく LSTM ですか、だから知財保護の観点からこういう意味がありますね」という含意が出てくるのでしょうか。我々のほうでも検討いたしましたが、ないと言わざるを得ません。それを開示する意味はどこにあるのかというのが 2 点目です。

1 点目が理解可能性、2 点目が開示の有用性、3 点目はここに書きましたセキュリティー等の要守秘事項であるノウハウ等の問題ということになります。

また、原則 1 の (2) で、知的財産権保護のために取り組む事項について一定の開示を求めておりますが、これを一見すると、EU AI Act の Code of Practice と書いていることと似ているので AI Act のように見えますが、全く違うと受けております。AI Act の COP、Code of Practice では、そこに記載したことを実施するよう努める、とあり、開示を要求しているものではありませんが、本プリンシプル・コードでは、EU の COP、Code of Practice に近いことを実施し、かつその実施内容を開示するように述べられています。全く内容が違うと言わざるを得ません。

その上で、原則 1 の開示ですが、EU と同じ開示をすればいいのかと言われたら、全く違い、当然事業者としては EU の開示の対応で、かつ日本の開示も別個、しかもそれなりの労力がかかる開示に対応せねばならないという負担がかかるのです。

以上が原則 1 でございます。

原則 2 ですが、2 つの問題点があると考えております。1 つは理論的な問題点で、既存の証拠開示制度が訴訟法上でございますが、それを越えた開示をプリンシプル・コードは求めておりまして、その根拠は何なのだということところです。これが理論的な問題です。

どういうことかといいますと、証拠開示の必要性が著作権以外の世界でも多々あります

が、なぜ著作権の、しかも AI の世界だけ、こんなに強大な証拠開示の要請がガイドラインにせよつくられる必要があるのだろうかというところです。もちろん、特に要保護性が高い権利の問題や、生命・身体の問題だというのはならまだ分かりますが、少なくとも命よりは大事ではないだろうと思われる著作権に関して、ガイドラインにせよ、ここまで他の分野では見られない証拠開示制度を設ける必要性がどこにあるのかという点が 1 点目です。

2 点目は、証拠の偏在性が仮にあるとしても、これが他の分野、AI 以外の分野でも見られるような偏在性と質的に異なるものなのかという点も問題だと思っております。

また、そもそも何を学習用データにしたかの開示がないと訴訟提起ができないのか。現在、世界中で学習用データの開示がなく著作権侵害に関する訴訟が提起されておりまして、開示がなくても訴訟できているのが現状ではないかと思っております。

以上が理論的な問題です。

実践論的な問題は 3 つだと思っております。1 つは、資料に書いた通り技術的な難しさです。クローラーの技術仕様の話です。実際にクローラーを使っただけであれば分かりませんが、例えば、ある新聞社のホームページにクローリングをかけようと思ったら、何をクローラーに入力するかというと、新聞社のトップページの URL をクローラーに入力するわけです。そうしたら、クローラーのほうでトップページからリンクをたどって行って、いろいろな記事に飛んで行ってダウンロードします。決して事業者のほうでダウンロードするホームページの一覧を作っているわけではない。持っているのはあくまでトップページの一覧だけですので、どの URL をダウンロードしたか開示してくれといっても情報がないわけです。もちろんクローラーのログをたどれば見られなくはないかと言われたら見られるのですが、私が知っている限り、一般的なクローラーにおいては、どのサイトから、どの URL からダウンロードしたかのログを自動で記録する機能はないと考えております。こういった技術的難しさがございます。

また、判断的な難しさです。原則 2 ですが、著作権者から請求があった場合は対応せよということですが、逆に言うと、著作権者ですかということも AI 事業者のほうで判定せねばならないということです。スタートアップにおいては、法務担当者として法務専門的トレーニングを受けた人がいないことがままあります。その人たちに、あなたが著作権ですかという判定を任せるといわけです。これは、そういった会社にはかなり無理なことを要請していると言わざるを得ません。

また、個々の事案に応じて、情報開示の必要性があるかを判定する必要があると思えます。例えば、ある案件ではもうこれは十分立証できているから証拠開示は要らないということがあると思えますが、こういった開示の必要性の判定を誰がするのでしょうか。基本的には事業者でしてくださいという話になると思うのですが、これは極めて難しい話であり、こういった実際の負担というものが存在します。また、他に先ほど申しましたノウハウというのがあるわけです。

こういったことを考えますと、難しい判断を裁判所なり弁護士会が行う既存の開示制度

で足りることになるかと思っております。

以上が原則 2 です。

原則 3 ですが、既に紹介いただいておりますが、そもそもこれを使う場面があるのでしょうか。生成したコンテンツと類似するコンテンツを偶然発見したけれども、類似しているけれども依拠性がないから使っていいかもしれない、そういった判断をしたいユーザーがいるのでしょうか。いないわけです。当然類似性がある時点で紛争になる可能性があるのです、コンテンツを使わなければよいだけです。原則 3 を設ける必要があるのでしょうかということです。一旦生成した後、公開した後、著作権者から警告を受けてやばいということが分かるのですが、それは原則 2 の訴訟や事件における証拠開示の問題ですので、そう考えると原則 3 は全く必要性がないと考えられます。

以上が個別論点です。

最後に全体的なコメントとして、資料では 1 点ですが、2 点指摘しておきたいと思えます。

まず、プリンシプル・コードで問題にしているのは、学習段階の学習用データの開示などがメインかと理解しておりますが、この場面というのは著作権法 30 条の 4 が適用され、そもそも著作権の保護が制約されている場面ですし、理論的にはいわゆる内在的制約があって、そもそもそこには著作権がないという理解を取っていると理解しております。

つまり、その意味では、学習段階において著作物というのは、著作物以外、設置カメラで撮った普通のデータとか測定データと同じ要保護性なわけでありまして。本来他のデータと同じ要保護性しか与えられていない世界なのに、なぜか著作権だけこのガイドラインでいろいろな開示が要求されるというのは、他のデータとの取扱いと比べて極めて不均衡だと言わざるを得ません。

2 点目ですが、多くの著作権侵害はユーザーのほうで、例えば具体的に存在するキャラクターのこういう画像を生成してほしいといった問題があるプロンプトを入力した結果、著作権を侵害する画像が生成される場合だと把握しております。これが問題なのはそうなのですが、そこに関していろいろな情報開示をせよ、いろいろな取組を開発者でやるのを国として求めるというのは果たして適切なのかというのを疑問に感じざるを得ません。

例えば、コピー機というものがございますが、特定の画像を入れればそのコピーが出てくるわけです。当然問題なのですが、そこに関してコピー機に一定のガードレールを入れるとか、コピー機のメーカーに著作権法の観点から一定の情報開示をせよという話にはならないはずで。基本的にはコピーする人間が悪いという話です。当然パソコンのコピー機能も同じです。

翻って生成 AI に戻ってみますと、先ほど申し上げた特定キャラクターの画像を用いたプロンプトを打ち込んだ場合、悪いのはユーザーです。生成 AI はコピー機のように使われているので、コピー機類似の話として処理すれば良いのに、なぜコピー機と違って情報開示やガードレールという論点が出てくるのでしょうか。コピー機と比べたときに均衡を失

していると感じざるを得ません。

私からの発表は以上になります。御清聴ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、事実上の確認があればいただきたいと思います。

新先生、お願いします。

○新委員 ABEJA様に2点質問をさせてください。

本論のほうで書かれていることで、適用範囲について伺わせてください。

チャットボットを企業サイトに置いた側の企業、AI事業をしているだけのスタートアップまで適用対象になるという指摘が書かれていますが、実務上、それは実際のところスタートアップ企業にとってどれぐらい負担になるのかというのを現場感覚として教えていただければと思います。

もう一点が、EU AI Actと比較して、原則2と3に相当するものがEUにも存在しないという御指摘をなさっていますが、これは今回のプリンシプル・コード全体が国際的に見たところでも日本だけが独自に設けようとしている制度という形になっていると御認識なさっているということでしょうか。

以上2点について質問させてください。

○株式会社 ABEJA ありがとうございます。

まず1点目、例えばホームページにチャットボットを置いただけで開示になるという点がAIスタートアップにとってどの程度負担かという話で、恐らくこれはAIスタートアップの負担ではなくて、AIスタートアップのお客様の負担という話になると思います。例えば、健康食品でも美容用品でも何でもいいのですが、ECサイトで商品を売っている事業者がいらっしゃって、そこに質問用チャットボットを置く。途端に、AI専門家でもない食品ECサイトの事業者に、サイトのどこかにすごい詳しいAIに関する記載求めるのはECサイト事業者にとっては負担になるかと思えます。

ここから先は予測ですが、当然AIスタートアップのほうにどうしたらいいのですかという質問が顧客のECサイトの事業者から結構来ると思うのです。それは答えるのが難しいところがありまして、先ほど申しましたように、AIスタートアップというのは法務専門家が必ずしもいるわけではないところで、そういう回答を全部対応していくのは難しかろうなど。かなり負担だろうと考えております。これが1点。

2点目、EU AI Actとの比較で、原則2、原則3のようなものがないかといいますと、ないです。私自身もEU AI Actに関する弁護士とかプロ向けの本を書いています、ないと言わざるを得ません。その意味で、原則1の一部だけ見るとEU AI Actっぽく見えるのですが、開示対象とか、原則2、原則3という全くないものがあったりという点を見ると、全くの別物だと言わざるを得ません。私自身も11社と議論をしている中で、やはりEUと全く違う開示を求められるのは負担だと思っています。

例えば、原則1の(1)のア、アーキテクチャーとか学習方法というのは、EU AI Act

ですと下流のプロバイダー、すなわち自社のモデルをインテグレーションして独自サービスに使っている IT 事業者には NDA 付で開示すればいいというもので、それは簡単ではないですが、できます。

ところが、プリンシプル・コードはそういった情報をホームページに載せてくださいという話になりますので、当然専用ホームページが必要ですし、ホームページに載せるとなると、NDA 付で下流のお客さん、IT 事業者、インテグ事業者に渡している情報とは書き振りや開示できる内容が異なってくるので、またこれは専用の情報を書かなければいけません。この負担が生じるだろうと考えております。

御回答になっているかは心もとないですが、以上です。

○新委員 ありがとうございます。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、各団体の御発表はこれで終わりにしまして、前回に引き続きまして、各団体より内容的なヒアリングということで各委員から御質問をいただければと思います。どなたからでも結構でございます。

岡田委員、お願いいたします。

○岡田（淳）委員 岡田淳でございます。

今日も皆様、非常に有益な御発表をいただきまして誠にありがとうございました。

私からは、レコード協会、JEITA、ABEJAにそれぞれ質問をさせていただきたいと思っています。

まず、レコード協会ですが、資料の 4 ページと 5 ページで、ここは国際レコード産業連盟の御意見の代読なので、今日はどこまでお答えいただけるのか分かりませんが、その中で、例えば 4 ページでは「海外の AI 事業者の取組みも参考にしながら、情報開示の粒度を高めていただきたい」とか、5 ページでは「学習用データの全記録を取得できるように担保」、「海外の生成 AI 事業者の取組みを考慮すれば実施可能であり」というコメントがございます。

他方で、先ほど JEITA とか ABEJA から、国際的に見ても日本独自の厳しい開示が求められている、突出しているという趣旨のコメントとか、技術的に難しいというコメントもあります。この辺りの認識の差がなぜ生じるのかということをもう少し理解したいのです。

海外の AI 事業者の取組などを見ると、粒度の高い情報開示とか、学習用データの全記録をきちんと取得して対応しているとか、そういうことが海外で行われている事例がどこまであるのか、マーケットスタンダードになっているのかどうかという点も含めて、もう少し何か手がかりがあれば具体的に教えていただきたいというのがレコード協会に対する質問です。

次に、JEITA に対する質問です。JEITA からは、事業形態や事業分野ごとのリスク評価に基づくリスクベースアプローチの採用が望ましいということで、例えば、許諾データのみから学習をしている場合や、社内データだけから学習をしている場合について、そもそ

もどこまでこのプリンシプル・コードが適用されるかということもケース・バイ・ケースだと思いますけれども、仮にプリンシプル・コードが適用されるような場面があれば、そこまで適用されるべきではないという御趣旨と理解しました。これについては、そういうリスクが低い場面というのは、逆に考えれば、むしろプリンシプル・コードに則って、学習用データはこういうものしかないから著作権侵害のリスクは基本的にないのだとか、むしろリスクが低いということを積極的に開示していくことで、真面目にやっている事業者やリスクの低いAIサービスを提供する事業者は、そのことをプラスにアピールするための材料としてこのプリンシプル・コードを使えるという発想がどこまであり得るのか、その辺りの温度感をお聞かせいただければと思います。

最後に、ABEJAへの質問です。クローリングの話があって、トップドメインについては分かるかもしれないけれども、どのURLから何をダウンロードしたのかという部分の一覧は情報として持っていないので、技術的に困難だということの御示唆があったと思うのですけれども、逆に言うと、当該URLに関連するトップドメインについてはクローラーを指定しているということを開示すること自体は、そんなに技術的には難しくないという理解でよいでしょうか。

もちろんそのトップドメインの中で具体的にどのURLなのかという情報は持っていないとか、あるいはURLが同じでもコンテンツが時間と共に変わっているので分からない、そういう留保を付した上で、ただ、このトップドメインについてクローラーを指定した事実はある、ないということを回答するのだとすると、そこは技術的にそれほど困難ではないということなのか、それともその点も含めて難しいということなのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、レコード協会さんからよろしいですか。

○日本レコード協会 レコード協会の楠本でございます。

御質問をいただきありがとうございます。

先生の御指摘のとおり国際団体の意見を代読したという立場ではあるのですが、1つ目の海外AI事業者の取組の参考といったところについては、私ども、今回もたまたま国際会議に出てから出席しておりまして、この中で彼らが補足する言い方としては、企業名は差し支えがありますので申し上げますが、多分推察いただけたと思いますが、ピックアップと呼ばれる大きな事業者においては、(1)から(4)まで今回例示されていますけれども、どの辺りのところを、彼らの表現ですが、当然のようにこういったところについては情報開示の要素としているといった具体例があるというのは会議の中でも紹介されているところでございます。

企業名を言ったほうが分かりやすいなと思いつつも、ちょっと言いづらいので恐縮ですけれども、大きなインターネット関係の事業者ですと、この辺りのところは、実際、音

楽業界の場合は、単純に敵対視したり、もめたりしているということだけがクローズアップされがちですけれども、いい意味ではパートナーシップの部分もございますので、そういったところで実際に大規模事業者においてはこれができるといったところを彼らは主張しているのだと思います。

お答えになっておりますでしょうか。

○岡田（淳）委員 ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

そうしましたら、JEITAさん、お願いします。

○電子情報技術産業協会 御質問いただきありがとうございます。

社内データとか許諾データ等の権利侵害のリスクが低いデータであれば、むしろリスクの低いものとしてこのコードに従った対応が可能なのではないかという御質問だと理解いたしました。

この点につきましては、リスクの低いものでも開示するに当たっては、相応のコストが発生いたします。例えば、原則1に対応するためには、ホームページ掲載のために、その情報について営業秘密の抵触はないかといった点も、関わってくるところでございます。また、原則2、3についてはなおさらのことで、対応体制の整備のために相応のコストがかかってくるところでございます。なので、リスクが低いからこのコードに従った対応は可能であるということにはならないと思っております。

むしろリスクが低いことをアピールする機会になるのではないかといった御指摘もあったかと思えます。この点につきましては、そういった考え方もあり得る一方、もともと既にAI事業者ガイドラインが公表されておまして、透明性の確保について、企業として必要なものは自主的に対応して公開できるところでございます。なので、このコードを制定して、新たに義務的なものに基づいてアピールのために対応する必要があるかという点、その必要はないというのがお答えになります。

○電子情報技術産業協会 御質問ありがとうございます。

ちょっと補足させていただきますと、今申し上げましたとおり、営業秘密の観点では一番大きな観点ではあるのですが、それに加えて、原則1の中では、意思決定のプロセスみたいな、いわゆる社内手続のようなものを含めて開示を要請されているというところで、これを一律に適用されることとなりますと、負担という以前に、我々として社内の規則等をいじらなければいけない可能性もありますし、現行の社内の制度でうまくこのコードに載つけることが難しいという側面もありますので、もちろん不可能ということではないですけれども、やはり負担の割合と我々が得られるメリットを考慮した上で対応を進められるようなものにしていきたいということは御理解いただきたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、ABEJAさん、お願いします。

○株式会社 ABEJA いただきました御質問は、クローラーの技術的制限があつて、トップ

ドメインだけなら開示可能かという話で、技術的な観点だけに絞りますと可能です。

クローラーの技術的困難性という話は、追加で少し申しますと、トップドメインからリンクをたどってクローラーが自動的にダウンロードしていくわけですが、そのダウンロード結果は、新しいプログラムを組めば理論上は URL を取れますが、その URL を取ったところで、URL だけ取っても仕方ありません。その URL とダウンロードしたコンテンツをひもづけないと当然回答できないわけですが、そのようなひもづけをするシステムがあるのかと言われると、ないと言わざるを得ませんし、そういうこともあって、現在、そこをひもづけているような事実はございません。

そういったこともあって、個別の URL とコンテンツを答える、この URL を使っていますかみたいになってくると回答は難しいのですが、トップドメインだけとなりますと、ここは委員が申されたように、トップドメイン傘下の全てのコンテンツをダウンロードしたわけではないですし、同じ URL のコンテンツはかなりありますので、その辺は知りませんが、リストにこのトップドメインが入っていたということの開示自体は技術論的には可能です。ただし、ノウハウなどの別の問題は残ります。あくまで技術的に可能かという話に限れば可能ということにすぎませんので、ご注意ください。

以上です。

○渡部座長 よろしいですか。

では、ほかに御質問をどうぞ。

上野委員。

○上野委員 本日はありがとうございました。

ABEJAの古川先生にお伺いしたいと思います。

原則 2 と 3 に関する御懸念についてはよく分かりました。その上で、今もお話がありましたけれども、クローラーの記録については、トップドメイン以下の階層についても、これから新しくプログラムを組めば将来に行われるクローリングについては記録を取れるかもしれないという話でありましたので、ということは過去に学習したウェブサイトの履歴を今から見るとはできないというご趣旨と理解してよろしいでしょうか。

また、これから新たにプログラムを組めば、トップドメイン以下のどのウェブサイトをクローリングしたのかということについて、URL だけであれば記録することも技術的には可能ということかもしれませんが、そうするとデータ量もかなり多くなりそうですし、記録しながらクローリングするとなりますとそれだけ効率性も落ちるような気もするのですけれども、その辺りについてお教えいただければと思います。

一方、お話の中で、原則 3 は必要性があるのか、もし著作権者から警告された場合は原則 2 で対応できるのではないかという御指摘がありました。ただ、原則 2 は、自分の権利が侵害されたときに事業者に対して主張できるというものかと思しますので、著作権侵害の疑いで訴えられた人が原則 2 を使うことはできないのではないのでしょうか。御指摘は、警告する人に対して原則 2 で請求をすればよいのではないか、というご趣旨と理解すればよろ

しいでしょうか。つまり、原則2は、訴えられた側が使えるものではないと私は理解していたものですから、その辺りを確認させていただければと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ABEJAさん、お願いいたします。

○株式会社 ABEJA まず1点目の御質問、過去のプリンシプル・コード前のダウンロード履歴は取れないという話は御指摘のとおりで、そこはもうログが存在しない以上、不明と言わざるを得ません。

2点目は、URLを取ることの負担ですが、おっしゃるとおりかなりの容量になりますので、そもそも保管するサーバー費用がかなりかかると言わざるを得ません。

また、原則2に対応するには、ダウンロードした全てのURLを単に持っておけばいいという話ではないと理解しております。これもクローリングをして、そこから学習データを作る際にはよくあることですが、ダウンロードしたコンテンツの例えば半分は削除してしまうわけです。例えば、ある新聞社の記事をダウンロードしようとトップページを見ました。そこからリンクをたどってきます。そうすると、記事と関係がないページが結構入ってきます。それを消さなければいけない。記事だけを残したい。

そうすると、ダウンロードしたURL全てを学習に使ったわけではないので、どのURLを削除したかということも全部履歴を取らなければいけないという話になってきます。これは当然一個一個手でやっていくと大変なので、システムでやるしかないのですが、そういうシステムが現状あるかと言われると、ないですし、新規につくるのは結構なコストですし、そのシステムをつくったら重くて動かない可能性もありますので、技術的には難しいというところがございます。技術的にも困難な要素はあるし、負担も結構多いというところが回答になります。

原則3は、おっしゃるとおりで、あえて言うなら、原則2と言ってしまおうとあれですが、不存確認訴訟なりを起こして現行法上の照会制度で対処するという意味で、原則2をそのまま使うという趣旨ではございません。それは御指摘のとおりでございます。

○上野委員 どうもありがとうございました。

○渡部座長 田村委員、お願いいたします。

○田村委員 どうもありがとうございました。

皆さん、大変参考になりました。

私から、JEITAさんとABEJAさんに御質問があって、既に岡田委員、上野委員からのつながりでほとんど答えられているところがあるのですが、原則2と原則3について、2つにかなり温度差があると思っています。

原則3はかなり困難だろうと思うのです。今日も御指摘いただきましたけれども、現在の裁判実務を前提にすると、類似性が証明されると依拠が推認されるので、原則3はなくていいだろう、むしろ依拠を否定する側のほうがこれこれこういう形で実は独自に創作したのだと言わないと今の裁判例だと推認されるから、原則3は要らないだろうと私も思

っているのです。

問題は原則2で、さはさりながら、裁判例も類似性があれば依拠は推認されるとはいえ、アクセスのある程度の証拠があればその推認は強力なものになって、そういう意味で、3はともかく、2はいろいろ調整のしようがあるかなと思います。

問題は、確かにコード案に書いているものが抽象的なので、どのぐらいの情報が求められているか分からないので、今お話がよく分かってきたのですけれども、お話しされているような技術の実態であれば、ダウンロードしているURLを必ず探すというのはかなり困難になるし、無駄かもしれない。

その中で、どの辺で落ち着きがあるか。だからこそ原則2も駄目なのだというのも一つのやり方ですけれども、ちょっと程度を知りたくて、さっきから皆様の御質問はそれに集中しているような気がするのですよね。

だから、ダウンロードしたかどうかはともかく、トップドメインぐらい尋ねられたら今の技術でも大丈夫なのか。そのときに、ただ、大量に請求されるとコスト的にきついのか、何とかなるのか。

もう一つの可能性としては、例えば、もう汎用的にウェブサイト全般から取っているから、はっきりは分かりませんが、そういう取り方をしているので多分入っているでしょうとか、それは原則1でも分かるようなことかもしれませんが、あるいはうちはとりわけここだけをやっているとか、うちが開発したのはこの時点だから、この時点のは持っていないとか、何か特定のこういう方針だから入ってそうで入っていないよとか、そのぐらいの粒度で原則2を運用すると何とか耐えられるのか。そこら辺の話をJEITAさんとABEJAさんに伺いたい。

JEITAさんのほうは原則2、3を区別されていて、とりわけ原則3は困ると書いてありますけれども、ABEJAさんはどっちも駄目という感じだったのですが、その辺の温度差を伺えればと思います。

○渡部座長 JEITAさんから。

○電子情報技術産業協会 御質問いただきありがとうございます。

ご質問の最後の部分について誤解がないように申し上げますと、JEITAとして原則3については特に受け入れられず、原則2についてはそこまでの抵抗はないという意見ではなく、原則2、3いずれも受け入れ難いと思っております。

御質問のお答えとして、2、3については内容に差異がありますが、いずれにしても、そもそも高度の類似性があれば依拠が推認されるという前提であれば、依拠していないということを事業者側が証明する場合は、事業者側から何らかのデータを出すことになるかと理解しております。

また、原則2について、権利者側がこの制度にのっとなって公開を要求して、そのリンクを学習していることが分かれば、さらに強い依拠の推定になるのではないかという点につきまして、そういった考え方もあり得るのだろうとは思いますが、もともとの原則として、

法律的な考え方や裁判実務は高度の類似性があれば依拠が推認されるということになっております。そういった既に存在する制度、考え方があるにもかかわらず、改めてさらに強い依拠の推定のためにこういった制度を設けて事業者の高い負担を課すというところについては大変な疑問を感じるところであります。

2点目のURLの保存等に関して、どこまでであれば対応できるのかという点を示すのは困難であると思っております。説明でも申し上げましたとおり、もともと生成AIにおきましてはURLを保存したり検索したりするようなものにはなっておりませんので、出力されたものとURLを結びつけて回答するという仕組みを考えますと、程度にかかわらず高い負担になると思っております。

仮にここまでは対応可能だということを決められたとしても、モデルごとのホームページ掲載コストや、対応窓口を全てつくらなければいけないことで、非常に高い負担が発生いたしますので、原則2、3については対応が現実的に困難ということになります。

我々からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ABEJAさん、いかがでしょうか。

○株式会社 ABEJA かしこまりました。ありがとうございます。

トップドメイン等の開示とか、この時点からダウンロードしていない、この時点から持っていないみたいな回答ができるかということ、情報としては持っていることもありますので、ノウハウなどの問題を除くと、回答は可能であるということになるかと思います。

難しいのは、おっしゃったように大量にきた場合に対応できるかとか、もう一つございますのは、先ほども申しましたが、著作権者から請求が来たら答えてくださいというのが原則なのですが、あなたは著作権ですかという判定をするのは、著作権者自身が著作権者だというのは明白な事実かもしれませんが、第三者である事業者だと分からないので、その判定は結構難しいところがあります。

また、開示となっても、例えば、これは立証できているではないか、開示不要ではないか、どう見てもいわゆるユーザー側からの類似性の事案で、学習用データとか持ち出さなくても類似性を立証できて、必要性はないではないかというときは、開示は不要となり、次は開示の必要性という判断が必要だと思うのですが、そこも含めて事業者でやるとなると結構大変だと考えます。それをホームページで割と楽に出せるようにしてしまうと、次は、先ほど申しあげました要件判断のところ結構負担になってくるだろうなと思っております。

その意味で、その辺の判断は既存の証拠開示制度で裁判所や法律専門家がやるという話で、弁護士会照会では弁護士会でやっていただけると。そして、結論として出せというものだけ出て、今申しあげたようなトップドメインは持っています、ここまでは出せませんというのは技術とか理論としては対応可能かと思っておりますが、前提の要件判断となってくると難しいという感覚ですし、その判断をやるのは相当な負担になるだろうと思っ

おります。

以上です。

○田村委員 どうもありがとうございました。

今の点ですけれども、すごく正確に権利者であるかとか、すごく正確に開示してやるかということは全然判断しなくてよくて、よほど権利者でないと思えば退けるぐらいのつもりで気軽に判断していただくということでもやはり大変ですか。

○株式会社ABEJA まず、何も証拠なく著作権者とは認めませんので、ある程度著作権者の証拠を出してくださいという話になると考えます。それに対して資料が出てくると思うのです。なかなかそこは手間だろうと思いますし、Aさんが著作権者と認めるとなったらBさんは違うということになってくるので、真面目な会社からすると、そういったことを考えると、あまりむやみに気楽に認めるのは難しいかなというのは感じております。

○田村委員 どうもありがとうございます。よく理解できました。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

今日御発言になっていないのは、岡田陽介委員、福田委員。新委員は先ほどありましたけれども、このラウンドではないかなと思います。

岡田委員。

○岡田（陽）委員 ありがとうございます。

前回も同様の質問をさせていただきましたが、各事業者の皆様に変更してお伺いさせていただきます。本「プリンシプル・コード」の内容について、「EU AI Act」との整合性やその水準についてご意見をお聞かせ頂ければと思います。改めて各事業者の皆様の立場から見て、本コードの内容は「EU AI Act」と比較して、「厳しい」のか、「緩い」のか、或いは整合性が取れていると捉えていらっしゃるのでしょうか。是非、皆様のご見解をお聞かせ頂きたく、よろしく申し上げます。

○デジタル出版社連盟 電書連、デジタル出版社連盟の伊藤です。

御質問ありがとうございます。

直接的なお答えになっているかどうか分かりませんが、例示としてぱっと思いつくEUとの取引という関係でいうと、例えば電子書籍は海外プラットフォームの取引が15年ぐらい前からあるわけで、それこそ日本の法律をそのままではなくて、シアトルとか、あっちのほうに則ってする部分もあるものですから、そういった意味では、電子書籍、デジタルの世界というのは、日本国内だけではなくて全世界がターゲットなのだと思ってビジネスを続けております。

その中で、やはり信頼性というか、著者還元をやって、その窓口となるように出版社としては努力して電子書籍市場をつくり上げてきたという自負がありますので、今回のプリンシプル・コードについても、EUとの整合性等もありますけれども、よりよいプロダクトをつくるための一つの行政の示唆ということは非常にありがたいと思っております。

お答えとは全然別になってしまったかもしれませんが、御参考いただければと思います。  
○渡部座長 ありがとうございます。

日本民間放送様、お願いします。

○日本民間放送連盟 民放連の平尾です。

EUのAI Actは本当に国際的スタンダードなのかという御意見もあったかと思いますが、何かに絶対に合わせないと駄目というものではないですし、日本固有の事情や、音楽業界、映像業界、漫画、文章、美術、それぞれの業界の事情も異なります。そういった観点でいうと、日本の事情に沿って海外の事例を大いに参考しながら策定していくしかないのかなと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

レコード協会様。

○日本レコード協会 ありがとうございます。

私どもも、本日のプレゼンテーションの1ページ目の3つ目に書かせていただきましたとおり、本コードが走り出し検証した結果、これだけだと足りないということであれば、やはりAI Actに基づく透明性とかリスク管理のところの法的義務の部分、法制で縛っていかざるを得なくなっていくのかというような意見でございますので、まずは本コードでガイドライン的なところからいくというステップかなと思っておりますが、最終的にはAI Actが求めているようなところまで希望としては持っているというスタンスでございます。

○渡部座長 JEITAさん。

○電子情報技術産業協会 御質問いただきありがとうございます。

EU AI Actと今回のプリンシプル・コードを比較して、整合しているのか、厳しいのかどうかという御質問ですが、まず整合はしていないと理解しております。これは度々言及されているところでございますが、原則2、3につきましてはEU AI Actに相当する規範はございません。

また、そもそも開示範囲として、EU AI Actにおいては関連当局や下流プロバイダーという限定がなされている一方で、今回のコード案はウェブサイトでの公表プラス内閣府に届出という形で、一般への公表というのが原則1に定められております。そういった点で整合していないことに加えて、今回のコード案のほうが厳しいと感じる部分は多いというのがお答えになります。

○渡部座長 ありがとうございます。

ABEJAさん。

○ABEJA ABEJA から回答いたします。

EU AI Act と異なるかということでして、異なると考えております。

個別に内容を説明申し上げます。まず、原則1の(1)ア、「使用モデル関係」と書かれているものですが、これに関しては一見類似する規定がEU AI Actのgeneral-purpose

AI のところにございまして、似たような情報を開示せよと書いておりますが、まず開示対象が違います。すなわち、EU の AI Act の general-purpose AI の開示は、政府または AI モデルを使って実際のシステムを組み込む、インテグレーションをする、そういったインテグレーターである IT 事業者、下流プロバイダーに対して NDA 付で開示すればよいことになっておりますが、プリンシプル・コードではホームページで社会一般に開示することになってございまして、開示対象が異なります。

この背景は何かといいますと、EU AI Act 自体がそもそも当初はいわゆる禁止 AI、ハイリスク AI、限定リスク AI のような具体のユースケース、利用目的に即したリスクの大小に応じて規制を設けるというスタンスでしたが、ChatGPT 等の基盤モデル、ファンデーションモデルの登場によって、それも規制すべきだという声が上がっていました。

ファンデーションモデルというのは目的が多様なので、このユースケースだからリスクが高いという判定ができません。よって、general-purpose AI 規制というのを別個設け、具体の規制はモデルを使って最終的につくられる IT システムに組み込むインテグレーションの下流プロバイダーが具体の取組を、ハイリスク AI ならハイリスク AI としての取組を行うことを前提に、それを可能たらしめるために一定の情報を general-purpose モデルの開発者は開示せよという構造になっているという理解です。つまり、ハイリスク AI の適用は下流プロバイダーとなる前提で、それを可能たらしめるために情報開示しなさい、提供してあげなさいというもので、設計思想がまず違うと言わざるを得ません。なので全く違うものだと考えております。

次に、原則 1 (1) イですが、これだけは EU AI Act の general-purpose AI の規制と同じ内容になっております。

同じく (1) ウ、アカウントビリティー関係ですが、これは EU AI Act には存在しておりません。近いものを挙げますと、AI 事業者ガイドラインになっておりますが、私自身、AI 事業者ガイドラインのワーキンググループで策定に関わっておりますが、これらの事項は開示内容として挙げていないのです。EU AI Act にはウは存在しないです。

続いて、原則 1 (2) になりますが、こちらは先ほど申しましたように、EU AI Act の general-purpose AI 規制の中で、(2) に書いていることに近いことを実施せよという指示はガイドラインとしてありますが、実施した内容を開示せよということにはなっておりません。対しまして、プリンシプル・コードは、実施した上でその実施内容を開示せよとなっておりまして、EU AI Act よりも開示分だけ上積みした規制がなされているという理解になると思います。

原則 2、3 に関しましては、繰り返しになりますが、そもそも全く EU AI Act に存在しない規制になっておりますというのが私の理解でございまして。

○日本書籍出版協会 日本書籍出版協会から補足の意見を述べさせていただきます。

プリンシプル・コードと EU AI Act の比較が細部にわたって行われておりますが、我々の立場としては必ずしも共通したものである必要は全くないと考えております。コンテン

ツ保護の前提となる著作権法そのものが各国において異なるなかで、プリンシプル・コードとEU AI Actが同一であることの方が不自然であると考えます。もちろん世界基準を意識し、各国の目指す理念を共有することは重要ではありますが、プリンシプル・コードとEU AI Actの内容が異なることはなんら不都合なことではないというのが我々の見解です。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、御発言いただいていないのが福田委員と新委員です。もし御発言があればいただければと思います。

○福田委員 私からは特に質問はございません。

○渡部座長 新委員はよろしいですか。

○新委員 私も特にございません。

○渡部座長 時間的にはあと5分なのであれなのですけれども、何かこの時点で御発言されたい方がおられましたらお願いいたします。限られた時間ですけれども。よろしいでしょうか。

岡田委員。

○岡田（陽）委員 皆様からのご回答に関連しまして、一点補足させていただきます。先程の私の質問で、ご不快な思いをさせてしまった可能性がございますが、質問の意図について説明させていただきます。もともと本検討会の各委員の間では、「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」という目標を掲げる中で、「EU AI Act」よりも厳しい規制を課すことの是非について議論が交わされてきた経緯がございます。そのため、本プリンシプル・コードを検討する上でも、まずは「EU AI Act」を一つの基準として捉えるという前提がございました。先程の質問は、あくまでこの前提に沿って皆様のご見解を確認したかったものであり、特定の基準に固執する意図はございません。本検討会での議論の背景を踏まえた確認としてご理解頂きたく、補足で発言をさせていただきました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ほぼ時間になってきましたので、ここで質疑応答・意見交換は終わりにしたいと思います。

本日は、前回に引き続きまして、お集まりいただいた各団体のヒアリングを行うことで、非常に理解が深まったと思いますので、改めて皆様の御協力に深く御礼を申し上げます。

次回の検討会の進め方について、事務局からお願いいたします。

○清水参事官 ありがとうございます。

次回の日程等につきましては、追って調整の後、委員の皆様にご連絡いたします。

事務局からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議を終了いたします。